

2019年 長期家族支援制度

- 本年度保険料率の改定に伴い、新保険料率が適用されます。
(新しい掛金をぜひご確認ください)
- 退職後も団体扱いで継続加入できます。

「サポート共済」

(年金払特約付子ども特約付団体定期保険【生命保険】)

「医療保障コース」

(家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】)

「医療費支援コース」

(家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】)

「重病克服支援制度」

(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】)

「団体総合生活補償保険」

(普通傷害保険(総合補償型)【損害保険】)



団体総合生活補償保険にご加入の方へ

今年度、加入申込書の提出がない場合はパンフレットP31・P32に記載の同額コースにて自動継続となります。また従前契約との相違点およびこれに同意する場合は加入申込書の提出は不要です。同意しない場合は加入申込書の提出による脱退手続きが必要となります。



【注意喚起情報】・【契約概要】はP3～6に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。
※医療保障コースについては、P7・8をご覧ください。

申込締切日

2018年11月9日(金)

責任開始期
(加入日)

2019年3月1日(金)

【契約者】 愛媛県学校生活協同組合連合会
TEL(089)925-0555

愛媛県学校生活協同組合連合会

① はじめに

人によって、ライフステージによって、必要な保障内容や保障額は異なります。

家族構成や年齢によって、必要な保障内容や保障額は異なります。
 また、一度準備した保障も、ライフステージに応じて見直しが必要です。
 本制度では、様々なケースで必要になる保障を準備するため、目的別に商品をご用意いたしました。
 1年毎ご案内いたしますので、その時の変化にあわせて保障内容の変更も可能です。
 まずは下記に各商品の概要と特長をご案内いたします。是非ご確認ください。(商品の具体的な保障内容は、各商品のページをご覧ください。)

商品の名称	商品の特長
 サポート共済 年金払特約付子ども特約付団体定期保険【生命保険】	P.11 ◎死亡、所定の高度障害を保障します。 ◎保険金を一時金または年金で受け取ることができます。 ◎配当金があります。(1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合)
 医療保障コース 家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】	P.19 ◎病気やケガによる入院を保障します。 ◎配当金があります。(1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合)
 医療費支援コース 家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】	P.23 ◎病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。
 重病克服支援制度 7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約【Y】付集団無配当特定疾病保障定期保険(II型)【生命保険】	P.27 ◎7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。 ◎余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約) ※特約の付加により保障内容が異なります。
 団体総合生活補償保険 普通傷害保険(総合補償型)【損害保険】	P.31 ◎急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。 ◎ケガの他、日常生活におけるリスクも補償します。

【その他ご加入にあたっての注意事項】

- 配偶者・子どもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・子どものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同内容にて加入となります。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。
 注☆：子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。
 注●：ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。
 オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

◎マークについて 本パンフレットを読み進める上で、特に注意が必要な事項などについて、以下のマークを付けています。
 保険金や給付金をお支払いできないことがあります。特にご注意ください。
 表示しているページ(左の例では5ページ)の内容もあわせてご確認ください。



安心して暮らしていくために家族そろって保障を充実

- 自分に万が一のとき、妻子の生活費や住居費、子どもの教育費など、大きな資金が必要になることを考えて、充実した保障を確保。



母親のことも考えて保障を確保

- いまは保険より貯蓄に重点をおきたい。
- ただし、自分に万が一のときに母親にのこせる保障を、と考えた。

ご加入いただける方		
本人	配偶者	子ども
 本人 現職組合員で、17歳6カ月を超え60歳6カ月までの方(継続は75歳6カ月までの方)	 配偶者 17歳6カ月を超え60歳6カ月までの方(継続は75歳6カ月までの方)	 子ども 2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注★}
[年齢は2019年3月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		
ご加入いただける方についてはP20「加入資格」をご覧ください。		
 本人 現職組合員で、17歳6カ月を超え60歳6カ月までの方(継続は75歳6カ月までの方) ※サポート共済に加入する必要があります。	 配偶者 17歳6カ月を超え60歳6カ月までの方(継続は75歳6カ月までの方)	 子ども 22歳6カ月までの方 ^{注★}
[年齢は2019年3月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		
 本人 現職組合員で、14歳6カ月を超え60歳6カ月までの方(継続は71歳6カ月までの方)	 配偶者 15歳6カ月を超え60歳6カ月までの方(継続は71歳6カ月までの方)	 子ども (ご加入いただけません)
[年齢は2019年3月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		
 本人 現職組合員で、17歳6カ月を超え60歳6カ月までの方(継続の場合は75歳6カ月までの方) ^{注●} ※サポート共済に加入する必要があります。	 配偶者 (ご加入いただけません)	 子ども (ご加入いただけません)
[年齢は2019年3月1日現在の満年齢です。]		

 **ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。**
 申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。 P.4

◎見出しについて
 本パンフレットは全ページを通して、右部にコンテンツマップをご用意しています。
 制度の全体像やご覧になられている項目の確認などにご利用ください。

はじめに
 本制度の特長と本パンフレットについての説明

注意喚起情報・契約概要
 重要です
 必ずお読みください

医療保障コース(契約概要・注意喚起情報)
 重要です
 必ずお読みください

制度の全体図

サポート共済
 ポイントと、保障内容の説明

医療保障コース
 ポイントと、保障内容の説明

医療費支援コース
 ポイントと、保障内容の説明

重病克服支援制度
 ポイントと、保障内容の説明

団体総合生活補償保険
 ポイントと、保障内容の説明

ご注意いただきたいこと
 お申し込みの際に、充分にご確認
 いただきたい内容について

② 注意喚起情報・契約概要

ここではサポート共済・医療費支援コース・重病克服支援制度・団体総合生活補償保険について記載しております。

医療保障コースについては、P7-8をご覧ください。

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

！ 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金(保険金)の事例

責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

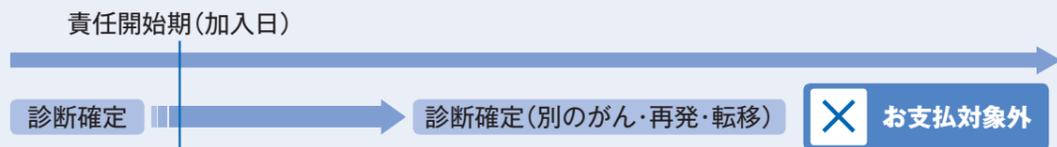
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。



特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限り、」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。



解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
 - ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
 - ・責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。 [P.35](#)

補償の重複について (損害保険)

既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参照ページをご確認ください。 [P.39](#)

2 告知内容について

- ！ ① 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- ② 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- ③ 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

ご加入いただける方の詳細につきましては「はじめに」P.1をご参照ください。

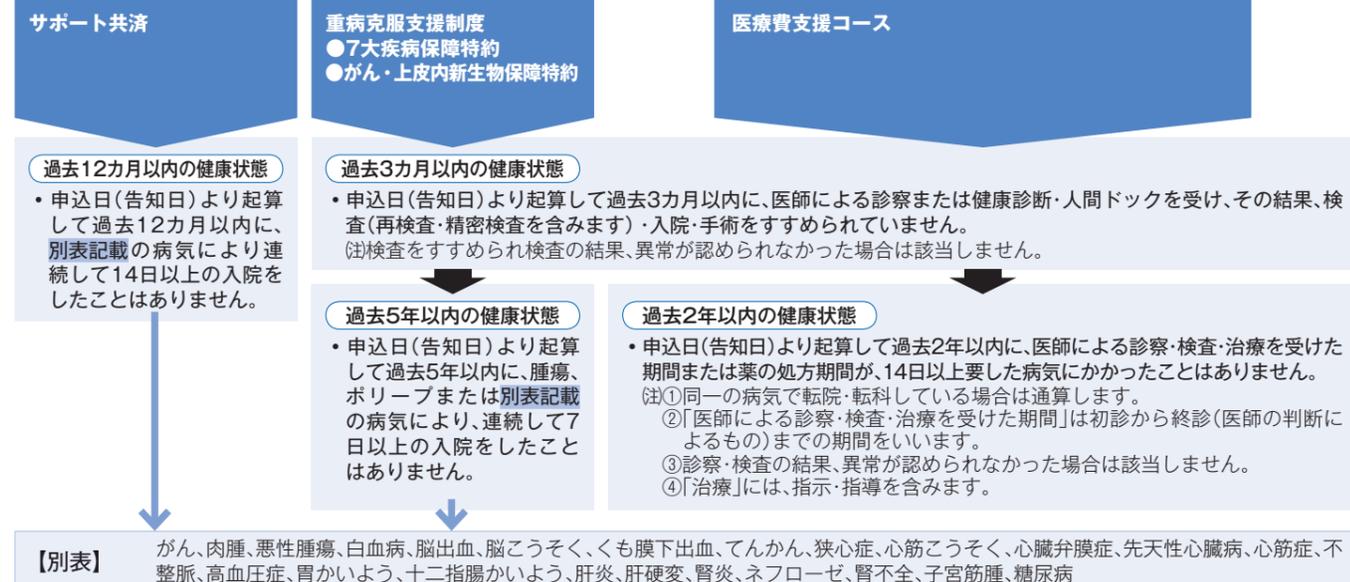
【サポート共済・医療費支援コース・重病克服支援制度】Step1・2へお進みください。

【団体総合生活補償保険】就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書でご確認ください。

Step1 まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

現在の就業状態	本人	現在の健康状態	配偶者・ごども
<ul style="list-style-type: none"> ● 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 	

Step2 つぎに、加入する商品ごとに過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。



重病克服支援制度の「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。

- 現在までの健康状態
 - ・ 申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。

<サポート共済・医療費支援コース・重病克服支援制度の場合>

- ・ 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

<重病克服支援制度の場合>

- ・ 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

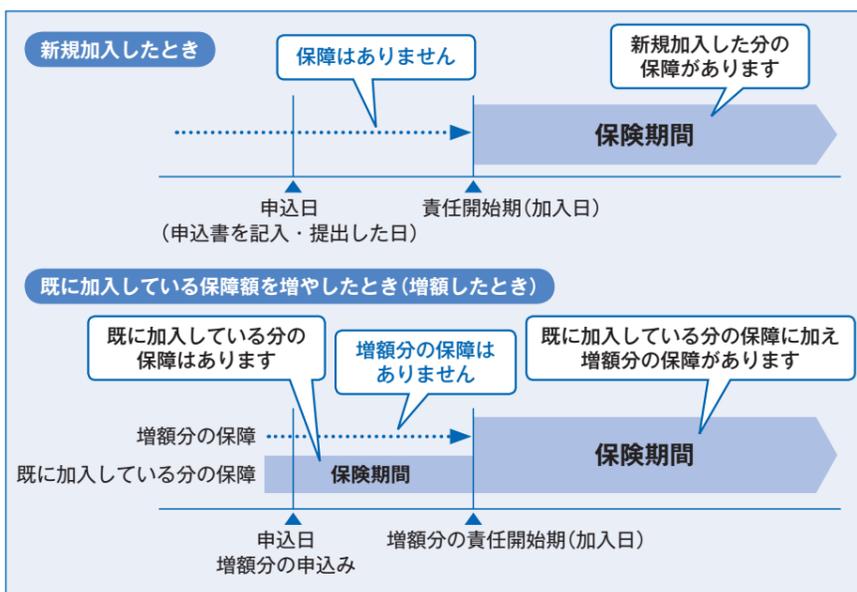
告知内容に関するお問い合わせ

【生命保険】 明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 【損害保険】 明治安田損害保険株式会社 営業推進部
0120-661-320 03-3257-3177

受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

3 責任開始期（加入日）について

お申込みいただいた保障が初めて開始する時点（責任開始期（加入日））といい、右記の通り、責任開始期（加入日）は申込日（申込書を記入・提出した日）とは異なります。なお、この保険の責任開始期（加入日）は、表紙に記載しています。



高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

<サポート共済・医療費支援コース・重病克服支援制度の場合>

◎ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

◎保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

◎保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

◎被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。

◎死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

◎お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

◎ご照会・ご相談窓口等

●指定紛争解決機関

この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険協会(損害保険)です。

●生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入しています。

上記、および制度内容等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 [P.40](#)

告知に関してのご照会先は、参照ページをご確認ください。 [P.4](#)

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認くださいたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 商品の仕組み

この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年毎に加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)や保険料

◎主な保障内容

保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

[サポート共済 P.11](#)

[医療費支援コース P.23](#)

[重病克服支援制度 P.27](#)

[団体総合生活補償保険 P.31](#)

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

◎保険料【控除方法】

(サポート共済、医療保障コース、医療費支援コース、団体総合生活補償保険)掛金は毎月の給与から控除します。(初回は3月分から)(重病克服支援制度)掛金は毎月の給与から控除します。(初回は2月分から)

3 配当金

◎配当金の対象となる商品(下記以外の保険は無配当保険ですので、配当金はありません。)

[サポート共済](#)

サポート共済は、1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

2018年4月2日更新契約からは、昨今の死亡率低下などを反映した保険料率改定を行なっています。保険金支払などが過年度と同条件であった場合でも剰余金が減り、配当率が低下します。

なお、配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

5 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

明治安田損害保険株式会社

本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

【サポート共済】

明治安田生命保険相互会社(事務幹事) 日本生命保険相互会社

上記保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお引受保険会社等は変更されることがあります。

【医療費支援コース】 【重病克服支援制度】

明治安田生命保険相互会社

【団体総合生活補償保険】

明治安田損害保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社

③ 契約概要・注意喚起情報【生命保険】

医療保障コース(家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要【ご契約内容】

- 商品の仕組み**
企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。
- 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)**
本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
医療保障コース	P20	P20	P19	P21

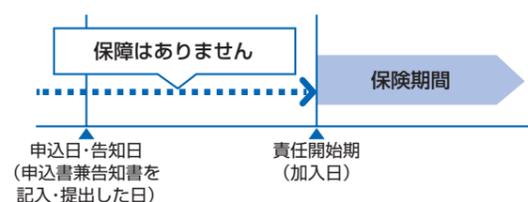
- 配当金**
医療保障コースは1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。
- 脱退による返戻金**
医療保障コースは、脱退(解約)による返戻金はありません。
- 引受保険会社(事務幹事会社)**
明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
※ただし、医療保障コースは本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更されることがあります。

注意喚起情報(特に重要なお知らせ)

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

- お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)**
この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。
- 告知に関する重要事項**
 - 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
 - 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。
 - 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。
- 責任開始期(加入日*)**
 - ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

新規加入の例

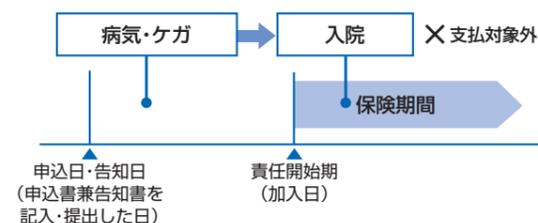


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

④ 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

入院給付金の例



■責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合には、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

医療保障コース P21

⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>)

⑥ ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <http://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性がと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

④ 制度の全体図

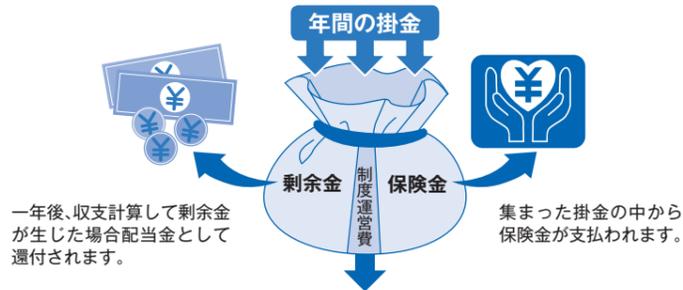
あなたにもしもの時

サポート共済

制度のしくみ

保険期間は1年間(2019年3月1日～2020年2月末日)

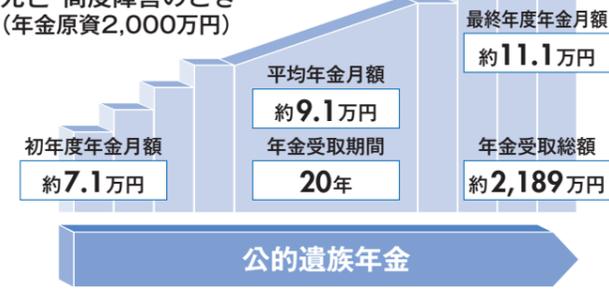
加入者が増えればより制度が安定します。



この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。2018年4月2日更新契約からは、昨今の死亡率低下などを反映した保険料率改定を行なっています。保険金支払などが過年度と同条件であった場合でも剰余金が減り、配当率が低下します。なお、配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

38歳男性 Dコース加入の場合

死亡・高度障害のとき
(年金原資2,000万円)



残されたご家族を長期間バックアップ

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

入院してしまった時

医療保障コース

ケガ・病気で入院 1日につき
8,000円 or 5,000円 or 3,000円をお支払いします。
(継続して5日以上入院の時5日目から)



1日目からの入院・先進医療等に備えて

医療費支援コース

先進医療、病気・ケガの入院、入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合を保障します。

※対象となる先進医療については、P.37～38の「給付金に関するご注意」をご確認ください。

所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受けられたとき

重病克服支援制度

所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受けられたとき一時金をお支払いします。(主契約)

生きるためのサポート制度です。

<オプション>

所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態^(注)になられたとき一時金をお支払いします。

(7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約を付加した場合)
(注)「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。

ケガの他、携行品損害、賠償責任も補償

団体総合生活補償保険

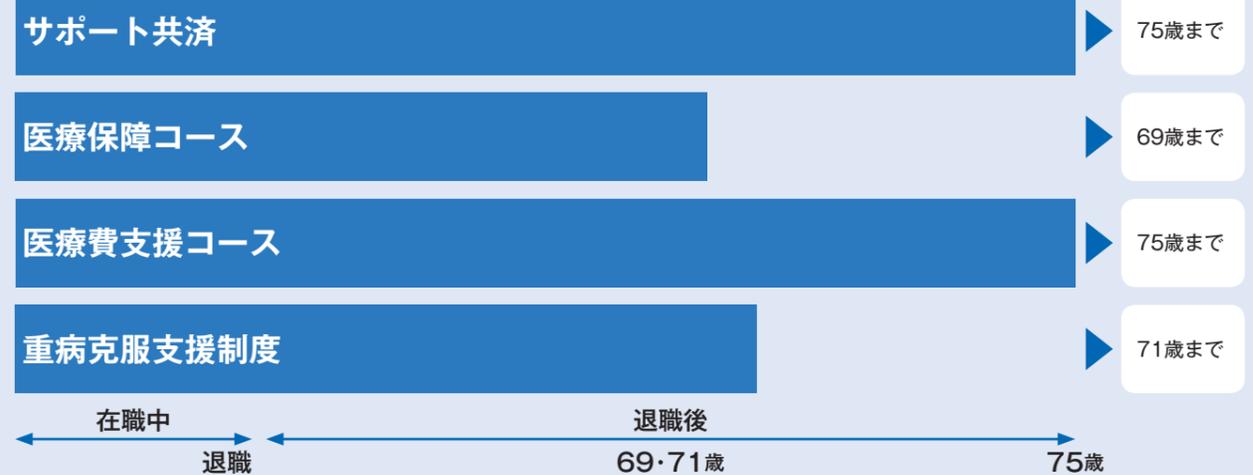


「サポート共済」5つの特長

1	“ご遺族”の生活を長期間支援	この制度の加入者が死亡・高度障害の場合、ご遺族(高度障害の場合はご本人)に給与と同じように「安定的な生活費」として長期間にわたり遺族年金が給付されます。
2	ライフサイクルにフィットした年金受取期間	加入者の年齢層にあわせて「年金受取期間」が設定されているため、ライフサイクルにフィットした保障内容です。
3	生協の組合員だからこそ	生協の組合員だからこそ、加入できる制度であり、一人でも多くの方が加入されることによって、スケールメリットが発揮されます。
4	スライド型の年金	「年金」は逡増型も選択できるので物価の上昇があっても安心です。
5	配当金で掛金が軽減	1年経過後、収支計算を行い剰余金が生じた場合には配当金として還付されますので、実質掛金は軽減されます。



退職後の取扱い



※掛金の納付方法
退職後は、給与控除ができなくなるため、必ず口座振替用紙をご提出ください。
登録口座より毎月の口座振替(口座振替の際、手数料308円/月をお支払いいただきます。)
※それぞれの保障内容・掛金等の詳細については、退職時に配布するパンフレットをご確認ください。

退職後も団体扱いで継続できるようになりました
(退職後も現職時同様スケールメリットの効いたお手頃な掛金で継続加入できます)

⑤ サポート共済

【保険期間】2019年3月1日(金)～2020年2月29日(土)



加入対象者



意向確認【ご加入前のご確認】

サポート共済は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

保障内容等(契約概要部分)・掛金

記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金として受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。

本人									
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき						月払掛金(円)	
		年金原資【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額			年金受取総額 (約万円)	男性	女性
				初年度 (約万円)	平均 (約万円)	最終年度 (約万円)			
A	18～27歳 (1991.9.2～2001.9.1)	1,750	25	4.8	6.5	8.3	1,969	1,863	1,268
	28～35歳 (1983.9.2～1991.9.1)	1,750	20	6.2	7.9	9.7	1,915	1,863	1,268
	36～40歳 (1978.9.2～1983.9.1)	1,750	20	6.2	7.9	9.7	1,915	2,318	1,985
	41～45歳 (1973.9.2～1978.9.1)	1,750	15	8.5	10.3	12.1	1,864	3,070	2,388
	46～50歳 (1968.9.2～1973.9.1)	937	10	7.1	8.1	9.0	972	2,402	1,858
	51～55歳 (1963.9.2～1968.9.1)	468	5	7.4	7.8	8.3	473	1,801	1,319
	56～60歳 (1958.9.2～1963.9.1)	412	5	6.5	6.9	7.3	416	2,235	1,448
	61～65歳 (1953.9.2～1958.9.1)	412	5	6.5	6.9	7.3	416	3,315	1,856
	66～70歳 (1948.9.2～1953.9.1)	412	5	6.5	6.9	7.3	416	4,819	2,433
	71歳 (1947.9.2～1948.9.1)	412	5	6.5	6.9	7.3	416	6,244	3,162
	72歳 (1946.9.2～1947.9.1)	412	5	6.5	6.9	7.3	416	6,887	3,500
	73歳 (1945.9.2～1946.9.1)	412	5	6.5	6.9	7.3	416	7,632	3,896
	74歳 (1944.9.2～1945.9.1)	412	5	6.5	6.9	7.3	416	8,498	4,332
	75歳 (1943.9.2～1944.9.1)	412	5	6.5	6.9	7.3	416	9,519	4,806
B	18～27歳 (1991.9.2～2001.9.1)	1,705	25	4.7	6.3	8.0	1,918	1,820	1,240
	28～35歳 (1983.9.2～1991.9.1)	1,343	20	4.7	6.1	7.4	1,470	1,476	1,019
	36～40歳 (1978.9.2～1983.9.1)	1,343	20	4.7	6.1	7.4	1,470	1,825	1,570
	41～45歳 (1973.9.2～1978.9.1)	987	15	4.8	5.8	6.8	1,051	1,819	1,434
	46～50歳 (1968.9.2～1973.9.1)	642	10	4.8	5.5	6.2	666	1,709	1,336
	51～55歳 (1963.9.2～1968.9.1)	312	5	4.9	5.2	5.5	315	1,267	946
	56～60歳 (1958.9.2～1963.9.1)	312	5	4.9	5.2	5.5	315	1,741	1,145
	61～65歳 (1953.9.2～1958.9.1)	312	5	4.9	5.2	5.5	315	2,559	1,454
	66～70歳 (1948.9.2～1953.9.1)	312	5	4.9	5.2	5.5	315	3,698	1,891
	71歳 (1947.9.2～1948.9.1)	312	5	4.9	5.2	5.5	315	4,777	2,443
	72歳 (1946.9.2～1947.9.1)	312	5	4.9	5.2	5.5	315	5,264	2,699

本人									
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき						月払掛金(円)	
		年金原資【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額			年金受取総額 (約万円)	男性	女性
				初年度 (約万円)	平均 (約万円)	最終年度 (約万円)			
B	73歳 (1945.9.2～1946.9.1)	312	5	4.9	5.2	5.5	315	5,828	2,999
	74歳 (1944.9.2～1945.9.1)	312	5	4.9	5.2	5.5	315	6,484	3,329
	75歳 (1943.9.2～1944.9.1)	312	5	4.9	5.2	5.5	315	7,257	3,688
C	18～35歳 (1983.9.2～2001.9.1)	125	5	1.9	2.1	2.2	126	169	126
	36～40歳 (1978.9.2～1983.9.1)	125	5	1.9	2.1	2.2	126	201	178
	41～45歳 (1973.9.2～1978.9.1)	125	5	1.9	2.1	2.2	126	255	206
	46～50歳 (1968.9.2～1973.9.1)	125	5	1.9	2.1	2.2	126	344	271
	51～55歳 (1963.9.2～1968.9.1)	125	5	1.9	2.1	2.2	126	478	349
	56～60歳 (1958.9.2～1963.9.1)	125	5	1.9	2.1	2.2	126	668	429
	61～65歳 (1953.9.2～1958.9.1)	125	5	1.9	2.1	2.2	126	995	553
	66～70歳 (1948.9.2～1953.9.1)	125	5	1.9	2.1	2.2	126	1,451	728
	71歳 (1947.9.2～1948.9.1)	125	5	1.9	2.1	2.2	126	1,884	949
	72歳 (1946.9.2～1947.9.1)	125	5	1.9	2.1	2.2	126	2,079	1,051
	73歳 (1945.9.2～1946.9.1)	125	5	1.9	2.1	2.2	126	2,305	1,171
	74歳 (1944.9.2～1945.9.1)	125	5	1.9	2.1	2.2	126	2,568	1,304
	75歳 (1943.9.2～1944.9.1)	125	5	1.9	2.1	2.2	126	2,878	1,448
	D	18～35歳 (1983.9.2～2001.9.1)	2,000	20	7.1	9.1	11.1	2,189	2,100
36～40歳 (1978.9.2～1983.9.1)		2,000	20	7.1	9.1	11.1	2,189	2,620	2,240
41～45歳 (1973.9.2～1978.9.1)		2,000	20	7.1	9.1	11.1	2,189	3,480	2,700
46～50歳 (1968.9.2～1973.9.1)		2,000	20	7.1	9.1	11.1	2,189	4,900	3,740
51～55歳 (1963.9.2～1968.9.1)		2,000	20	7.1	9.1	11.1	2,189	7,040	4,980
56～60歳 (1958.9.2～1963.9.1)		2,000	20	7.1	9.1	11.1	2,189	10,080	6,260
61～65歳 (1953.9.2～1958.9.1)		2,000	20	7.1	9.1	11.1	2,189	15,320	8,240
66～70歳 (1948.9.2～1953.9.1)		2,000	20	7.1	9.1	11.1	2,189	22,620	11,040
71歳 (1947.9.2～1948.9.1)		2,000	20	7.1	9.1	11.1	2,189	29,540	14,580
72歳 (1946.9.2～1947.9.1)		2,000	20	7.1	9.1	11.1	2,189	32,660	16,220
73歳 (1945.9.2～1946.9.1)		2,000	20	7.1	9.1	11.1	2,189	36,280	18,140
74歳 (1944.9.2～1945.9.1)		2,000	20	7.1	9.1	11.1	2,189	40,480	20,260
75歳 (1943.9.2～1944.9.1)		2,000	20	7.1	9.1	11.1	2,189	45,440	22,560
E		18～35歳 (1983.9.2～2001.9.1)	1,500	15	7.3	8.8	10.4	1,598	1,625
	36～40歳 (1978.9.2～1983.9.1)	1,500	15	7.3	8.8	10.4	1,598	2,015	1,730
	41～45歳 (1973.9.2～1978.9.1)	1,500	15	7.3	8.8	10.4	1,598	2,660	2,075
	46～50歳 (1968.9.2～1973.9.1)	1,500	15	7.3	8.8	10.4	1,598	3,725	2,855
	51～55歳 (1963.9.2～1968.9.1)	1,500	15	7.3	8.8	10.4	1,598	5,330	3,785
	56～60歳 (1958.9.2～1963.9.1)	1,500	15	7.3	8.8	10.4	1,598	7,610	4,745

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき					月払掛金(円)		
		年金原資【死亡・ 高度障害保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額			年金受取総額 (約万円)	男性	女性
				初年度 (約万円)	平均 (約万円)	最終年度 (約万円)			
E	61～65歳 (1953.9.2～1958.9.1)	1,500	15	7.3	8.8	10.4	1,598	11,540	6,230
	66～70歳 (1948.9.2～1953.9.1)	1,500	15	7.3	8.8	10.4	1,598	17,015	8,330
	71歳 (1947.9.2～1948.9.1)	1,500	15	7.3	8.8	10.4	1,598	22,205	10,985
	72歳 (1946.9.2～1947.9.1)	1,500	15	7.3	8.8	10.4	1,598	24,545	12,215
	73歳 (1945.9.2～1946.9.1)	1,500	15	7.3	8.8	10.4	1,598	27,260	13,655
	74歳 (1944.9.2～1945.9.1)	1,500	15	7.3	8.8	10.4	1,598	30,410	15,245
	75歳 (1943.9.2～1944.9.1)	1,500	15	7.3	8.8	10.4	1,598	34,130	16,970
F	18～35歳 (1983.9.2～2001.9.1)	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	1,150	810
	36～40歳 (1978.9.2～1983.9.1)	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	1,410	1,220
	41～45歳 (1973.9.2～1978.9.1)	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	1,840	1,450
	46～50歳 (1968.9.2～1973.9.1)	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	2,550	1,970
	51～55歳 (1963.9.2～1968.9.1)	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	3,620	2,590
	56～60歳 (1958.9.2～1963.9.1)	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	5,140	3,230
	61～65歳 (1953.9.2～1958.9.1)	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	7,760	4,220
	66～70歳 (1948.9.2～1953.9.1)	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	11,410	5,620
	71歳 (1947.9.2～1948.9.1)	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	14,870	7,390
	72歳 (1946.9.2～1947.9.1)	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	16,430	8,210
	73歳 (1945.9.2～1946.9.1)	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	18,240	9,170
	74歳 (1944.9.2～1945.9.1)	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	20,340	10,230
	75歳 (1943.9.2～1944.9.1)	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	22,820	11,380
	G	18～35歳 (1983.9.2～2001.9.1)	500	5	7.9	8.4	8.8	505	675
36～40歳 (1978.9.2～1983.9.1)		500	5	7.9	8.4	8.8	505	805	710
41～45歳 (1973.9.2～1978.9.1)		500	5	7.9	8.4	8.8	505	1,020	825
46～50歳 (1968.9.2～1973.9.1)		500	5	7.9	8.4	8.8	505	1,375	1,085
51～55歳 (1963.9.2～1968.9.1)		500	5	7.9	8.4	8.8	505	1,910	1,395
56～60歳 (1958.9.2～1963.9.1)		500	5	7.9	8.4	8.8	505	2,670	1,715
61～65歳 (1953.9.2～1958.9.1)		500	5	7.9	8.4	8.8	505	3,980	2,210
66～70歳 (1948.9.2～1953.9.1)		500	5	7.9	8.4	8.8	505	5,805	2,910
71歳 (1947.9.2～1948.9.1)		500	5	7.9	8.4	8.8	505	7,535	3,795
72歳 (1946.9.2～1947.9.1)		500	5	7.9	8.4	8.8	505	8,315	4,205
73歳 (1945.9.2～1946.9.1)		500	5	7.9	8.4	8.8	505	9,220	4,685
74歳 (1944.9.2～1945.9.1)		500	5	7.9	8.4	8.8	505	10,270	5,215
75歳 (1943.9.2～1944.9.1)		500	5	7.9	8.4	8.8	505	11,510	5,790

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき					月払掛金(円)		
		年金原資【死亡・ 高度障害保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額			年金受取総額 (約万円)	男性	女性
				初年度 (約万円)	平均 (約万円)	最終年度 (約万円)			
H	18～35歳 (1983.9.2～2001.9.1)	300	5	4.7	5.0	5.3	303	485	383
	36～40歳 (1978.9.2～1983.9.1)	300	5	4.7	5.0	5.3	303	563	506
	41～45歳 (1973.9.2～1978.9.1)	300	5	4.7	5.0	5.3	303	692	575
	46～50歳 (1968.9.2～1973.9.1)	300	5	4.7	5.0	5.3	303	905	731
	51～55歳 (1963.9.2～1968.9.1)	300	5	4.7	5.0	5.3	303	1,226	917
	56～60歳 (1958.9.2～1963.9.1)	300	5	4.7	5.0	5.3	303	1,682	1,109
	61～65歳 (1953.9.2～1958.9.1)	300	5	4.7	5.0	5.3	303	2,468	1,406
	66～70歳 (1948.9.2～1953.9.1)	300	5	4.7	5.0	5.3	303	3,563	1,826
	71歳 (1947.9.2～1948.9.1)	300	5	4.7	5.0	5.3	303	4,601	2,357
	72歳 (1946.9.2～1947.9.1)	300	5	4.7	5.0	5.3	303	5,069	2,603
	73歳 (1945.9.2～1946.9.1)	300	5	4.7	5.0	5.3	303	5,612	2,891
	74歳 (1944.9.2～1945.9.1)	300	5	4.7	5.0	5.3	303	6,242	3,209
	75歳 (1943.9.2～1944.9.1)	300	5	4.7	5.0	5.3	303	6,986	3,554
	I	18～35歳 (1983.9.2～2001.9.1)	2,500	25	6.8	9.3	11.8	2,813	2,575
36～40歳 (1978.9.2～1983.9.1)		2,500	25	6.8	9.3	11.8	2,813	3,225	2,750
41～45歳 (1973.9.2～1978.9.1)		2,500	25	6.8	9.3	11.8	2,813	4,300	3,325
46～50歳 (1968.9.2～1973.9.1)		2,500	25	6.8	9.3	11.8	2,813	6,075	4,625
51～55歳 (1963.9.2～1968.9.1)		2,500	25	6.8	9.3	11.8	2,813	8,750	6,175
56～60歳 (1958.9.2～1963.9.1)		2,500	25	6.8	9.3	11.8	2,813	12,550	7,775
61～65歳 (1953.9.2～1958.9.1)		2,500	25	6.8	9.3	11.8	2,813	19,100	10,250
66～70歳 (1948.9.2～1953.9.1)		2,500	25	6.8	9.3	11.8	2,813	28,225	13,750
71歳 (1947.9.2～1948.9.1)		2,500	25	6.8	9.3	11.8	2,813	36,875	18,175
72歳 (1946.9.2～1947.9.1)		2,500	25	6.8	9.3	11.8	2,813	40,775	20,225
73歳 (1945.9.2～1946.9.1)		2,500	25	6.8	9.3	11.8	2,813	45,300	22,625
74歳 (1944.9.2～1945.9.1)		2,500	25	6.8	9.3	11.8	2,813	50,550	25,275
75歳 (1943.9.2～1944.9.1)		2,500	25	6.8	9.3	11.8	2,813	56,750	28,150

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
 - 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
 - この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者・子どもの保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者・子どもの保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
 - 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。
 - 本人の掛金についてCコースには月額50円、その他のコースには月額200円の制度運営費が含まれています。
- 年金の取り扱いについて**
- 年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資とします。
 - この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金原資が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

申込金額 (万円)	配偶者			
	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (年金原資) (万円)	月払掛金 (円)	
			男性	女性
1,000	18～35歳 (1983.9.2～2001.9.1)	1,000	950	610
	36～40歳 (1978.9.2～1983.9.1)	1,000	1,210	1,020
	41～45歳 (1973.9.2～1978.9.1)	1,000	1,640	1,250
	46～50歳 (1968.9.2～1973.9.1)	1,000	2,350	1,770
	51～55歳 (1963.9.2～1968.9.1)	1,000	3,420	2,390
	56～60歳 (1958.9.2～1963.9.1)	1,000	4,940	3,030
	61～65歳 (1953.9.2～1958.9.1)	1,000	7,560	4,020
	66～70歳 (1948.9.2～1953.9.1)	1,000	11,210	5,420
	71歳 (1947.9.2～1948.9.1)	1,000	14,670	7,190
	72歳 (1946.9.2～1947.9.1)	1,000	16,230	8,010
	73歳 (1945.9.2～1946.9.1)	1,000	18,040	8,970
	74歳 (1944.9.2～1945.9.1)	1,000	20,140	10,030
75歳 (1943.9.2～1944.9.1)	1,000	22,620	11,180	
800	18～35歳 (1983.9.2～2001.9.1)	800	760	488
	36～40歳 (1978.9.2～1983.9.1)	800	968	816
	41～45歳 (1973.9.2～1978.9.1)	800	1,312	1,000
	46～50歳 (1968.9.2～1973.9.1)	800	1,880	1,416
	51～55歳 (1963.9.2～1968.9.1)	800	2,736	1,912
	56～60歳 (1958.9.2～1963.9.1)	800	3,952	2,424
	61～65歳 (1953.9.2～1958.9.1)	800	6,048	3,216
	66～70歳 (1948.9.2～1953.9.1)	800	8,968	4,336
	71歳 (1947.9.2～1948.9.1)	800	11,736	5,752
	72歳 (1946.9.2～1947.9.1)	800	12,984	6,408
	73歳 (1945.9.2～1946.9.1)	800	14,432	7,176
	74歳 (1944.9.2～1945.9.1)	800	16,112	8,024
75歳 (1943.9.2～1944.9.1)	800	18,096	8,944	
500	18～35歳 (1983.9.2～2001.9.1)	500	475	305
	36～40歳 (1978.9.2～1983.9.1)	500	605	510
	41～45歳 (1973.9.2～1978.9.1)	500	820	625
	46～50歳 (1968.9.2～1973.9.1)	500	1,175	885
	51～55歳 (1963.9.2～1968.9.1)	500	1,710	1,195
	56～60歳 (1958.9.2～1963.9.1)	500	2,470	1,515
	61～65歳 (1953.9.2～1958.9.1)	500	3,780	2,010
	66～70歳 (1948.9.2～1953.9.1)	500	5,605	2,710

申込金額 (万円)	配偶者			
	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (年金原資) (万円)	月払掛金 (円)	
			男性	女性
500	71歳 (1947.9.2～1948.9.1)	500	7,335	3,595
	72歳 (1946.9.2～1947.9.1)	500	8,115	4,005
	73歳 (1945.9.2～1946.9.1)	500	9,020	4,485
	74歳 (1944.9.2～1945.9.1)	500	10,070	5,015
	75歳 (1943.9.2～1944.9.1)	500	11,310	5,590
300	18～35歳 (1983.9.2～2001.9.1)	300	285	183
	36～40歳 (1978.9.2～1983.9.1)	300	363	306
	41～45歳 (1973.9.2～1978.9.1)	300	492	375
	46～50歳 (1968.9.2～1973.9.1)	300	705	531
	51～55歳 (1963.9.2～1968.9.1)	300	1,026	717
	56～60歳 (1958.9.2～1963.9.1)	300	1,482	909
	61～65歳 (1953.9.2～1958.9.1)	300	2,268	1,206
	66～70歳 (1948.9.2～1953.9.1)	300	3,363	1,626
	71歳 (1947.9.2～1948.9.1)	300	4,401	2,157
	72歳 (1946.9.2～1947.9.1)	300	4,869	2,403
	73歳 (1945.9.2～1946.9.1)	300	5,412	2,691
	74歳 (1944.9.2～1945.9.1)	300	6,042	3,009
75歳 (1943.9.2～1944.9.1)	300	6,786	3,354	
100	18～35歳 (1983.9.2～2001.9.1)	100	95	61
	36～40歳 (1978.9.2～1983.9.1)	100	121	102
	41～45歳 (1973.9.2～1978.9.1)	100	164	125
	46～50歳 (1968.9.2～1973.9.1)	100	235	177
	51～55歳 (1963.9.2～1968.9.1)	100	342	239
	56～60歳 (1958.9.2～1963.9.1)	100	494	303
	61～65歳 (1953.9.2～1958.9.1)	100	756	402
	66～70歳 (1948.9.2～1953.9.1)	100	1,121	542
	71歳 (1947.9.2～1948.9.1)	100	1,467	719
	72歳 (1946.9.2～1947.9.1)	100	1,623	801
	73歳 (1945.9.2～1946.9.1)	100	1,804	897
	74歳 (1944.9.2～1945.9.1)	100	2,014	1,003
75歳 (1943.9.2～1944.9.1)	100	2,262	1,118	

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

こども			
申込金額 (万円)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	月払掛金 (円)	
300	300	210	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3～22歳 (1996.9.2～2016.9.1)

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

保険金のお支払いに関するご注意

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、こどもの場合は主契約の被保険者です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
※本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもについても同時に脱退となります。
- 高度障害状態とは、身体障害の程度が次の1項目に該当する場合があります。
 - ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - ② 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - ③ 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの[※]
※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
 - ④ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑤ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑥ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑦ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.35**

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。

- 以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。
 - ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
 - 死亡保険金について
 - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき (増額はその増額部分について)
 - 高度障害保険金について
 - ・契約者、高度障害保険金受取人、被保険者の故意によるとき

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.35**



⑥ 医療保障コース

【保険期間】2019年3月1日(金)～2020年2月29日(土)



加入対象者



意向確認【ご加入前のご確認】

医療保障コースは、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

制度の特長

- 病気やケガで継続して5日以上入院した場合、入院給付金を5日目からお支払いします。
- お手頃な掛金で幅広い医療保障が得られます。
- 告知書扱で申込手続きは簡単です。
- 1年経過後、収支計算を行い剰余金が生じたら、配当金があります。

保障内容と掛金

〈保障額〉

加入区分	入院給付金(病気・ケガで継続して5日以上入院のとき)	死亡保険金(死亡したとき)
本人(組合員) 配偶者	日額 8,000・5,000・3,000 円	10 万円
子ども	日額 5,000・3,000 円	

- ・病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について120日を限度とします。
- ・入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。

〈月額掛金〉

(単位：円)

年齢	本人(組合員)・配偶者			子ども	
	8,000円コース	5,000円コース	3,000円コース	5,000円コース	3,000円コース
18歳～19歳	1,473	933	573	年齢に関係なく 一律 959円 (0歳～22歳)	年齢に関係なく 一律 585円 (0歳～22歳)
20歳～24歳	1,919	1,211	739		
25歳～29歳	2,223	1,401	853		
30歳～34歳	2,351	1,481	901		
35歳～39歳	2,369	1,493	909		
40歳～44歳	2,648	1,670	1,018		
45歳～49歳	3,056	1,928	1,176		
50歳～54歳	3,928	2,479	1,513		
55歳～59歳	5,073	3,207	1,963		
60歳～64歳	6,957	4,404	2,702		
65歳	10,096	6,397	3,931		

- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝2019年3月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
- ・更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- ・上記は加入者が300名以上499名以下の場合の掛金です。
- ・したがって実際の加入者数が異なれば上記掛金は異なりますので、その場合は初回に遡って正規掛金を適用させていただきます。
- ・子どもについては、本人が加入している公的医療保障制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。
- ・配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・配偶者、子どもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。
- ・本人について定められた死亡保険金が支払われた場合、配偶者、子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者、子どもは同時に脱退となります。
- ・子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。
- ・本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の給付金および、配偶者、子どもの死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

お取り扱いについて

加入資格	<p>愛媛県学校生活協同組合連合会の現職組合員及びその配偶者・子ども以外の方はご加入いただけませんので、ご注意ください。</p> <p>本人…サポート共済加入の現職組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2019年3月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満60歳6ヵ月までの方。(継続の場合は満69歳6ヵ月までの方)</p> <p>配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2019年3月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満60歳6ヵ月までの方(継続の場合は満69歳6ヵ月までの方)</p> <p>子ども…本人の子どもで申込書記載の告知内容に該当し、2019年3月1日現在、満22歳6ヵ月までの方</p> <p>【告知内容】 本人 【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p>配偶者・子ども 【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p> <p>本人・配偶者・子ども共通 【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。</p> <p>【過去2年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。</p> <p>※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。</p>									
給付内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給付種類</th> <th>給付事由</th> <th>給付内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院給付金</td> <td>加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して5日以上入院したとき</td> <td>入院給付金日額×(入院日数－入院開始日からその日を含めての4日)をお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>死亡保険金</td> <td>保険期間中に死亡したとき</td> <td>死亡保険金額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。</p> <p>引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p> <p>保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。</p>	給付種類	給付事由	給付内容	入院給付金	加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して5日以上入院したとき	入院給付金日額×(入院日数－入院開始日からその日を含めての4日)をお支払いします。	死亡保険金	保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額
給付種類	給付事由	給付内容								
入院給付金	加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して5日以上入院したとき	入院給付金日額×(入院日数－入院開始日からその日を含めての4日)をお支払いします。								
死亡保険金	保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額								
保険期間	<ul style="list-style-type: none"> ●1年間(2019年3月1日～2020年2月29日)で、以後毎年更新します。 ●保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、掛金の払込みが条件となります。 									
掛金	●掛金は毎月の給与から控除します。(初回は3月分から)									
配当金	●この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。									
継続加入の取扱い	●一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、前年度と同じ入院給付金日額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、入院給付金日額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。									
申込方法	●所定の申込書に必要事項を記入・押印の上、ご提出ください。本年度は、自動更新ですので、申込書の提出なき場合は、前年度と同内容にて更新となります。									

お支払いに関する重要事項が本パンフレットに記載されています。必ずご確認ください。

P21～22

お取り扱いについて

<p style="text-align: center;">給 付 金 の お 支 払 い</p>	<p><入院について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。 (1)加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。 (注)被保険者がこの保険契約の更新後に、加入日(*)前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、加入日(*)から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は加入日(*)以後の原因によるものとみなします。 (*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。 (2)傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。 (注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。 (3)「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。 <ol style="list-style-type: none"> ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。) ② ①の場合と同等の日本国外にある医療施設 ●入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考に判断します。 ●被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めるときは、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。 ●入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。 <ol style="list-style-type: none"> (1)その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき (2)その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき ●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めるときは、継続した1回の入院とみなします。 ●入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険契約の満了した日のそれと同額とします。 ●分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、給付金支払の対象となります。 ●薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)、人間ドック、美容整形等、治療を目的としない入院は給付金支払の対象となりません。 <p><入院給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●入院給付金の支払限度日数は、1回の入院につき120日分、通算700日分です。 ●入院給付金の支払事由に該当する入院は、同一の不慮の事故による傷害または疾病による保険期間中の入院日数が継続して5日以上となった入院であることを要します。
<p style="text-align: center;">お支払いできない場合について (解除・免責等)</p>	<p>次のような場合には、給付金・保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。) ●契約者もしくは被保険者に給付金・保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が給付金・保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 <p>1. 入院給付金について</p> <ol style="list-style-type: none"> ①契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 ②その被保険者の犯罪行為 ③その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ⑥その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ⑦その被保険者の薬物依存 ⑧地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) <p>2. 死亡保険金について</p> <ol style="list-style-type: none"> ①その被保険者についての加入日(*)から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。) ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

<p style="text-align: center;">個人情報に関する 取扱いについて</p>	<p><契約者と生命保険会社からのお知らせ></p> <p>当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社へ上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取り扱われます。</p> <p>記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。</p> <p>なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp)をご参照ください。</p> <p>—死亡保険金受取人の指定に際しご留意ください—</p> <p>指定された死亡保険金受取人の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。</p>
<p style="text-align: center;">医療保障保険契約内容登録制度</p>	<p>「医療保障保険契約内容登録制度」について あなたの契約内容が登録されます。</p> <p>当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。))とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。</p> <p>医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。</p> <p>一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただきます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。</p> <p>【登録事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類(医療保障保険(団体型・個人型)) (3)治療給付率 (4)入院給付金日額 (5)保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名 (6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。) (7)契約日 <p>その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。</p> <p>※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(http://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。</p>
<p style="text-align: center;">保険会社からの お願い・ご注意</p>	<p><給付金・保険金のご請求について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●給付金・保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。 ●給付金・保険金は、3年間ご請求が無いと、そのお支払いができなくなりますのでご注意ください。 ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。 <p><改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。 ●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。この制度は生命保険会社と締結した家族特約付医療保障保険(団体型)契約に基づき運営します。

〈引受会社〉明治安田生命保険相互会社(事務幹事) 日本生命保険相互会社

この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。



医療費支援コース 大好評

【保険期間】2019年3月1日(金)～2020年2月29日(土)



加入対象者



意向確認【ご加入前のご確認】

医療費支援コースは、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

給付金のお支払いに関する約款規定については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】

・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

支援給付金

保障内容	本人・配偶者	本人・配偶者・子ども
	5万円	2.5万円
基本保障 病気・ケガで入院したとき (1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回) <治療支援給付特約> [入院支援給付金]	支援給付金額 5万円	支援給付金額 2.5万円
基本保障 「入院を伴わない」手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上) <治療支援給付特約> [外来手術給付金]	手術1回につき 支援給付金額 5万円	手術1回につき 支援給付金額 2.5万円
基本保障 「入院を伴わない」放射線治療を受けたとき <治療支援給付特約> [外来放射線治療給付金]	放射線治療1回につき 支援給付金額 5万円	放射線治療1回につき 支援給付金額 2.5万円
基本保障 先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象) <先進医療給付特約> [先進医療給付金]	先進医療の技術にかかわる費用と同額	

保障内容等(契約概要部分)

- 病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。
- 先進医療による療養を受けた場合、給付金をお支払いします。

※対象となる先進医療については、P37～38の給付金に関するご注意をご確認ください。

先進医療による療養を受けたとき

①先進医療給付金

先進医療の技術に係る費用と同額

通算 **2,000万円**まで

上記給付のほかに、②入院時の見舞金^{※1}、および入院を伴わない場合の見舞金として③手術および④放射線治療を受けた場合の保障^{※2}がセットされています。

先進医療の診療に関する費用は短期給付の対象とならず、**全額自己負担**となります。

先進医療とは？ 厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養で、医療技術ごとの一定の施設基準を満たした医療機関で実施されます。

技術名	平均費用
多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術	約 58万円
重粒子線治療	約 314万円
陽子線治療	約 276万円

※重粒子線治療と陽子線治療には一部保険導入になるものがあります。※先進医療に該当する「医療技術」「適応症」「医療機関」は、随時見直しされますのでご注意ください。

【出典】厚生労働省「第61回先進医療会議 平成29年度先進医療技術の実績報告等について」に基づき当社作成

※1 見舞金(入院支援給付金) 病気・ケガで1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回一時金を給付(1入院について5回、通算して36回を限度)

※2 外来手術給付金・外来放射線治療給付金 入院を伴わずに手術(診療報酬点数合計2,000点以上)や放射線治療を受けた場合は、外来手術給付金または外来放射線治療給付金として一時金を給付

「医療費支援コース」の給付イメージ (支援給付金額 2.5万円コースの場合)

①先進医療給付金 (先進医療給付特約)

●先進医療による療養を受けたときに給付

先進医療の技術に係る費用と同額 (通算限度 2,000万円まで)

●先進医療による治療を受けなかった場合でも「見舞金」として以下の給付があります

<入院時の見舞金として>

	支払事由	支払金額	支払限度
②入院支援給付金 (治療支援給付特約)	1日以上入院をしたとき	1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回、合計12.5万円を給付(下記図1参照)	1入院につき5回、通算して36回

(図1)

入院期間	支払回数	支払金額	支払給付金合計
1か月(1～30日)入院した場合	1回	25,000円	25,000円
2か月(31～60日)入院した場合	2回	25,000円 × 2回	50,000円
3か月(61～90日)入院した場合	3回	25,000円 × 3回	75,000円
4か月(91～120日)入院した場合	4回	25,000円 × 4回	100,000円
5か月(121日～)入院した場合	5回	25,000円 × 5回	125,000円

<入院を伴わない場合の見舞金として>

	支払事由	支払金額	支払限度
③外来手術給付金 (治療支援給付特約)	入院を伴わない手術を受けたとき※ (診療報酬点数の合計が2,000点以上)	手術1回につき、25,000円	手術の開始日から60日間の間に1回、通算としては、無制限
④外来放射線治療給付金 (治療支援給付特約)	入院を伴わない放射線治療を受けたとき※	放射線治療1回につき、25,000円	放射線治療の開始日から60日間の間に1回、通算としては、無制限

※公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術や放射線治療がお支払条件となります

請求事例

<ご加入内容>医療費支援コース 2.5万円コースの場合

大腸がんの治療として、入院を伴わない放射線治療を受ける。その後、先進医療(重粒子線治療：費用約314万円)による治療を受け、30日間入院した。

医療費支援コースより …… [上記給付イメージより]

<入院を伴わない場合の見舞金として> ④外来放射線治療給付金 : 25,000円

<入院時の見舞金として> ①先進医療給付金 : 3,140,000円 ②入院支援給付金 : 25,000円

⇒合計 **3,190,000円**

※記載の先進医療の給付は、先進医療給付特約条項の別表4「先進医療」の定義(P39)に該当していることが条件となります。

給付金のお支払いに関するご注意



給付金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 各給付金のお支払いは、加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合に限りです。
- 各給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度日数・回数		備考
	お支払回数	通算	
入院支援給付金	1入院について5回	36回	入院1回につき、支援給付金額をお支払します。(1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回)
外来手術給付金	手術の開始日から60日の間に1回	—	お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	放射線治療の開始日から60日の間に1回	—	お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	—	2,000万円	—

- 給付金の受取人は次の通りです。各給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.37

掛金

記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

◎月額掛金 【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

<支援給付金額5万円・2.5万円>

年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者			
	基本保障			
	男性		女性	
	5万円	2.5万円	5万円	2.5万円
18～19歳 (1999.9.2～2001.9.1)	585円	330円	440円	258円
20～24歳 (1994.9.2～1999.9.1)	495円	285円	600円	338円
25～29歳 (1989.9.2～1994.9.1)	500円	288円	850円	463円
30～34歳 (1984.9.2～1989.9.1)	525円	300円	990円	533円
35～39歳 (1979.9.2～1984.9.1)	635円	355円	990円	533円
40～44歳 (1974.9.2～1979.9.1)	770円	423円	950円	513円
45～49歳 (1969.9.2～1974.9.1)	995円	535円	1,025円	550円
50～54歳 (1964.9.2～1969.9.1)	1,275円	675円	1,145円	610円
55～59歳 (1959.9.2～1964.9.1)	1,720円	898円	1,330円	703円
60～64歳 (1954.9.2～1959.9.1)	2,370円	1,223円	1,640円	858円
65～69歳 (1949.9.2～1954.9.1)	2,790円	1,433円	2,060円	1,068円
70歳 (1948.9.2～1949.9.1)	3,075円	1,575円	2,390円	1,233円
71歳 (1947.9.2～1948.9.1)	3,195円	1,635円	2,510円	1,293円
72歳 (1946.9.2～1947.9.1)	3,325円	1,700円	2,630円	1,353円
73歳 (1945.9.2～1946.9.1)	3,465円	1,770円	2,745円	1,410円
74歳 (1944.9.2～1945.9.1)	3,625円	1,850円	2,875円	1,475円
75歳 (1943.9.2～1944.9.1)	3,790円	1,933円	3,000円	1,538円

年齢【保険年齢】 (生年月日)	子ども	
	基本保障	
	2.5万円	
0～22歳 (1996.9.2以降に生まれた方)	380円	

つぎの場合には、給付金のお支払いはできません。



以下のような場合には、給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取り消しとなる場合があります。)
- 契約者もしくは被保険者に給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 次のいずれかによりお支払事由に該当したとき

入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金について

- ・契約者の故意または重大な過失
- ・その被保険者の故意または重大な過失
- ・その被保険者の犯罪行為
- ・その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- ・その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
- ・その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ・地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
- ・戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

<入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。>

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.35**

加入取扱いに関するご注意



- 本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。

重病克服支援制度

【保険期間】2019年3月1日(金)～2020年2月29日(土)



加入対象者



意向確認【ご加入前のご確認】

重病克服支援制度は、悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になったとき、もしくは所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。

※特約の付加により保障内容が異なります。

保障区分	保障内容	保障額		
		本人・配偶者		
		300万円	200万円	100万円
主契約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態(※1)になったとき [特定疾病保険金](※2)	300万円	200万円	100万円
	死亡・所定の高度障害状態のとき [死亡・高度障害保険金](※2)			
7大疾病保障特約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態(※1)になったとき [7大疾病保険金](※3)	150万円	100万円	50万円
がん・上皮内新生物保障特約	所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき [がん・上皮内新生物保険金](※3)	30万円	20万円	10万円

- ※1 急性心筋梗塞・脳卒中の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。
- ※2 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
- ※3 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

◎保険金ごとの保障イメージ <お申込金額300万円の場合>

保険金種類	お支払事由				
	死亡・高度障害	特定疾病			その他の4疾病
		悪性新生物(がん)(※)	急性心筋梗塞	脳卒中	重度の糖尿病 重度の高血圧性疾患 慢性腎不全 肝硬変
主契約 特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で 300万円				
特約 7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で 150万円				
特約 がん・上皮内新生物保険金	お支払事由のいずれかに該当で 30万円				
お支払事由ごとの 保険金額合計	300万円	480万円	450万円	150万円	30万円

(※)特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

保険金のお支払いに関するご注意

⚠ 被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象とならない疾病例 ^{※1}	
7大疾病保険金 ^{※13}	●悪性新生物(がん)	加入日前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 ^{※4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中(くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、糖尿病を発病 ^{※5} し、医師が必要と認める日常のかつ継続的なインスリン療法 ^{※8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{※5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{※9} であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{※10} を開始したとき	
	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{※11}	
がん・上皮内新生物保険金	加入日前を含めてはじめて ^{※12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき		
死亡保険金	死亡されたとき		
高度障害保険金	加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき		

- ※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Tis」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含まれません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、ケース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ型)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※9 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜透析法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※10 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※11 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※12 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。 **P.35**

●保険金受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
上記以外の保険金：被保険者

※本人について定められた特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金、死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。ただし、本人の特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金、高度障害保険金が支払われて脱退となった場合かつ本人が団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

掛金

記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

◎月額掛金 <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額300万円・200万円・100万円>

男性									
年齢【保険年齢】 (生年月日)	300万円			200万円			100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮内新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮内新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮内新生物 保障特約
	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円
15歳 (2003.9.2~2004.9.1)	517円	225円	45円	378円	150円	30円	239円	75円	15円
16~20歳 (1998.9.2~2003.9.1)	703円	240円	48円	502円	160円	32円	301円	80円	16円
21~25歳 (1993.9.2~1998.9.1)	736円	270円	51円	524円	180円	34円	312円	90円	17円
26~30歳 (1988.9.2~1993.9.1)	796円	315円	63円	564円	210円	42円	332円	105円	21円
31~35歳 (1983.9.2~1988.9.1)	946円	390円	72円	664円	260円	48円	382円	130円	24円
36~40歳 (1978.9.2~1983.9.1)	1,255円	465円	75円	870円	310円	50円	485円	155円	25円
41~45歳 (1973.9.2~1978.9.1)	1,822円	630円	102円	1,248円	420円	68円	674円	210円	34円
46~50歳 (1968.9.2~1973.9.1)	2,686円	990円	147円	1,824円	660円	98円	962円	330円	49円
51~55歳 (1963.9.2~1968.9.1)	4,198円	1,500円	225円	2,832円	1,000円	150円	1,466円	500円	75円
56~60歳 (1958.9.2~1963.9.1)	6,439円	2,415円	384円	4,326円	1,610円	256円	2,213円	805円	128円
61~65歳 (1953.9.2~1958.9.1)	9,748円	4,020円	630円	6,532円	2,680円	420円	3,316円	1,340円	210円
66~70歳 (1948.9.2~1953.9.1)	14,605円	5,940円	978円	9,770円	3,960円	652円	4,935円	1,980円	326円
71歳 (1947.9.2~1948.9.1)	18,175円	7,080円	1,146円	12,150円	4,720円	764円	6,125円	2,360円	382円
16~20歳 (1998.9.2~2003.9.1)	603円	240円	48円	402円	160円	32円	201円	80円	16円
21~25歳 (1993.9.2~1998.9.1)	636円	270円	51円	424円	180円	34円	212円	90円	17円
26~30歳 (1988.9.2~1993.9.1)	696円	315円	63円	464円	210円	42円	232円	105円	21円
31~35歳 (1983.9.2~1988.9.1)	846円	390円	72円	564円	260円	48円	282円	130円	24円
36~40歳 (1978.9.2~1983.9.1)	1,155円	465円	75円	770円	310円	50円	385円	155円	25円
41~45歳 (1973.9.2~1978.9.1)	1,722円	630円	102円	1,148円	420円	68円	574円	210円	34円
46~50歳 (1968.9.2~1973.9.1)	2,586円	990円	147円	1,724円	660円	98円	862円	330円	49円
51~55歳 (1963.9.2~1968.9.1)	4,098円	1,500円	225円	2,732円	1,000円	150円	1,366円	500円	75円
56~60歳 (1958.9.2~1963.9.1)	6,339円	2,415円	384円	4,226円	1,610円	256円	2,113円	805円	128円
61~65歳 (1953.9.2~1958.9.1)	9,648円	4,020円	630円	6,432円	2,680円	420円	3,216円	1,340円	210円
66~70歳 (1948.9.2~1953.9.1)	14,505円	5,940円	978円	9,670円	3,960円	652円	4,835円	1,980円	326円
71歳 (1947.9.2~1948.9.1)	18,075円	7,080円	1,146円	12,050円	4,720円	764円	6,025円	2,360円	382円

女性									
年齢【保険年齢】 (生年月日)	300万円			200万円			100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮内新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮内新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮内新生物 保障特約
	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円
15歳 (2003.9.2~2004.9.1)	526円	225円	45円	384円	150円	30円	242円	75円	15円
16~20歳 (1998.9.2~2003.9.1)	565円	240円	51円	410円	160円	34円	255円	80円	17円
21~25歳 (1993.9.2~1998.9.1)	652円	285円	90円	468円	190円	60円	284円	95円	30円
26~30歳 (1988.9.2~1993.9.1)	802円	345円	171円	568円	230円	114円	334円	115円	57円
31~35歳 (1983.9.2~1988.9.1)	1,060円	480円	171円	740円	320円	114円	420円	160円	57円
36~40歳 (1978.9.2~1983.9.1)	1,369円	675円	171円	946円	450円	114円	523円	225円	57円
41~45歳 (1973.9.2~1978.9.1)	1,897円	1,095円	225円	1,298円	730円	150円	699円	365円	75円
46~50歳 (1968.9.2~1973.9.1)	2,572円	1,410円	261円	1,748円	940円	174円	924円	470円	87円
51~55歳 (1963.9.2~1968.9.1)	3,187円	1,710円	297円	2,158円	1,140円	198円	1,129円	570円	99円
56~60歳 (1958.9.2~1963.9.1)	4,027円	2,265円	408円	2,718円	1,510円	272円	1,409円	755円	136円
61~65歳 (1953.9.2~1958.9.1)	5,599円	2,700円	519円	3,766円	1,800円	346円	1,933円	900円	173円
66~70歳 (1948.9.2~1953.9.1)	7,501円	3,510円	744円	5,034円	2,340円	496円	2,567円	1,170円	248円
71歳 (1947.9.2~1948.9.1)	9,118円	3,975円	822円	6,112円	2,650円	548円	3,106円	1,325円	274円
16~20歳 (1998.9.2~2003.9.1)	465円	240円	51円	310円	160円	34円	155円	80円	17円
21~25歳 (1993.9.2~1998.9.1)	552円	285円	90円	368円	190円	60円	184円	95円	30円
26~30歳 (1988.9.2~1993.9.1)	702円	345円	171円	468円	230円	114円	234円	115円	57円
31~35歳 (1983.9.2~1988.9.1)	960円	480円	171円	640円	320円	114円	320円	160円	57円
36~40歳 (1978.9.2~1983.9.1)	1,269円	675円	171円	846円	450円	114円	423円	225円	57円
41~45歳 (1973.9.2~1978.9.1)	1,797円	1,095円	225円	1,198円	730円	150円	599円	365円	75円
46~50歳 (1968.9.2~1973.9.1)	2,472円	1,410円	261円	1,648円	940円	174円	824円	470円	87円
51~55歳 (1963.9.2~1968.9.1)	3,087円	1,710円	297円	2,058円	1,140円	198円	1,029円	570円	99円
56~60歳 (1958.9.2~1963.9.1)	3,927円	2,265円	408円	2,618円	1,510円	272円	1,309円	755円	136円
61~65歳 (1953.9.2~1958.9.1)	5,499円	2,700円	519円	3,666円	1,800円	346円	1,833円	900円	173円
66~70歳 (1948.9.2~1953.9.1)	7,401円	3,510円	744円	4,934円	2,340円	496円	2,467円	1,170円	248円
71歳 (1947.9.2~1948.9.1)	9,018円	3,975円	822円	6,012円	2,650円	548円	3,006円	1,325円	274円

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
 ・60歳以下の方が、特約を新規付加することができます。
 ・記載の掛金には保険料に加えて主契約に下記の制度運営費が含まれています。
 主契約 本人：100円

重病克服支援制度

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
- 死亡保険金について
 - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・被保険者が加入日から3年以内に自殺したとき
- 高度障害保険金について
 - ・被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
 - ・契約者、被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ・過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
- ・告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.35

⑨ 団体総合生活補償保険

【保険期間】2019年3月1日(金)午後4時～2020年2月29日(土)



加入対象者



意向確認【ご加入前のご確認】

団体総合生活補償保険は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

なお、保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。詳細をご確認になりたい場合は、そちらをご覧ください。

保障内容等(契約概要部分)・掛金

掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。
- ケガの他、携行品損害、賠償責任も補償します。

補償概要・補償項目		本人					
		Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース
傷	傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 6,000円	日額 6,000円	日額 4,000円	日額 4,000円	日額 3,000円	日額 3,000円
	傷害により、所定の手術を受けたとき (ただし、1事故につき手術1回が限度)(状況により) [手術保険金]	3または 6万円	3または 6万円	2または 4万円	2または 4万円	1.5または 3万円	1.5または 3万円
害	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 3,000円	日額 3,000円	日額 3,000円	日額 3,000円	日額 3,000円	日額 3,000円
	自宅の外において、偶然な事故により 携行品に損害が生じた場合(免責3,000円) [携行品損害保険金]	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
	他人にケガをさせたり、他人の財物を壊し、 法律上の賠償責任を負った場合 [賠償責任保険金]	10,000万円 ^(注)	—	10,000万円 ^(注)	—	10,000万円 ^(注)	—
月額掛金		1,200円	1,130円	1,080円	1,010円	1,020円	950円

(注)賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。

- ・配偶者
 - ・本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
 - ・本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

本人	
Gコース	Hコース
日額 3,000円	日額 3,000円
1.5または 3万円	1.5または 3万円
日額 2,000円	日額 2,000円
10万円	10万円
10,000万円	—
780円	710円

補償内容の詳細については、参照ページをご確認ください。 **P.36**

●こんなときに補償されます。

入院・通院・手術等

車にはねられてケガをした



自転車で転んでケガをした



賠償責任

買物中子どもが誤って高価な陶磁器を破損した



自転車で通行人にケガをさせた
※仕事上の事故を除く

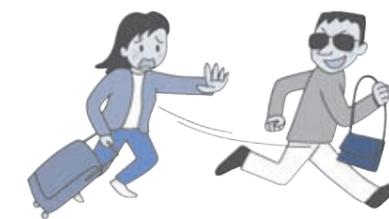


携行品損害

外出先でスマートフォンを誤って落とし破損した
※補償サービスを利用する場合は、補償サービス負担金額が対象となります(時価額限度)。



旅行中、ひったくりにあいカバンを盗まれた
※警察への盗難届が必要



保険金のお支払いに関するご注意



保険金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限りです。
- 入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 傷害保険では、医師が必要であると認め、医師が行う治療を受けることが保険金支払の条件となります。医師とは、医師法でいう医師を指しません(鍼灸・マッサージ・指圧・整体等の医療類似行為は医師の治療には該当しません)。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)への通院は、医師による診断が骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行います。
- 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靭(じん)帯損傷等で特定の部位^{*}を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネ・ギプスシャーレ・シーネその他これらに類するものを常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。
※ 1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限りです。) 3. 肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限りです。)
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
- 保険金受取人は被保険者本人です。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険株式会社へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできない場合があります。

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.36**

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
 - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
 - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 入院保険金、手術保険金、通院保険金について
 - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によること
 - ・地震・噴火またはこれらによる津波による事故
 - ・頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの
 - ・山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故
 - ・法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.35**

「急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)」とは

転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害(ケガ)」をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

- 「急激かつ偶然な外来の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。
- 外反母趾、靴ずれ、野球肩、テニス肘など「長期的、習慣的、継続的」な事由が原因のものは対象外です。

10 ご注意いただきたいこと



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部のお取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

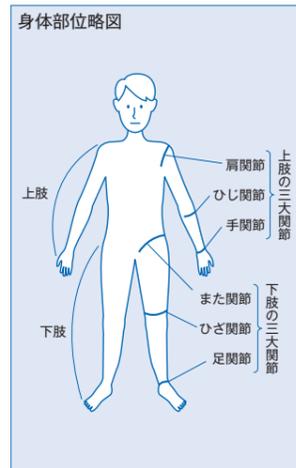
高度障害状態について	35
保険金・給付金をお支払いできない場合について	35
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	35
サポート共済	35
団体総合生活補償保険	36
医療費支援コース	37
重病克服支援制度	39
その他	39

高度障害状態について 高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

サポート共済・重病克服支援制度

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。
【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
 - 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。



- 1. 眼の障害(視力障害)**
 - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - 視野狭小および眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
- 2. 言語またはしゃくの障害**
 - 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 音声構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - 「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- 3. 上・下肢の障害**

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金・給付金をお支払いできない場合について

サポート共済・団体総合生活補償保険・医療費支援コース・重病克服支援制度

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

- 告知していた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
 - 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由[®]に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
*告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなる場合があります。(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- ※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金をご請求に関して詐欺行為があつたとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき、●その他上記と同等の事由があつたとき
- 「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

サポート共済

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の故意によるとき ●契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

団体総合生活補償保険

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	
入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院が対象
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けたとき *ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額
通院保険金	傷害により、通院(往診を含みます。)し医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日まで
携行品損害保険金	被保険者が所有している身の回り品について、自宅の敷地外で携行していたときに、偶然な事故によって損害が発生した場合	損害物の時価額(☆)を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 (乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、その他は1個、1組、1対について損害額10万円が限度。また、保険期間を通じて合計で携行品損害保険金額が限度) (★)
賠償責任保険金 (◎)	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故	被害者に支払うべき損害賠償金の額 (1事故について賠償責任保険金額が限度) (★)

- 「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
 - 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限りま。
 - 入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
 - 傷害保険では、医師が必要であると認め、医師が行う治療を受けることが保険金支払の条件となります。医師とは、医師法でいう医師を指します(鍼灸・マッサージ・指圧・整体等の医療類似行為は医師の治療には該当しません)。
 - 柔道整復師(接骨院・整骨院等)への通院は、医師による診断が骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行います。
 - 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があつたとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
 - 被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靭(じん)帯損傷等で特定の部位[®]を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネ・ギプスシャーレ・シーネその他これらに類するものを常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。
※1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限りま。)
 - 既往の疾病や障害等の影響があつたと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
 - 所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
 - 保険金受取人は被保険者本人です。
- (◎)：賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめてください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- (★)：他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。
- (☆)：事故日時時点で同等品を再取得した場合の金額から使用期間に応じた消耗分を差し引いた金額(現在の価値)のことです。

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故 ●告知義務違反によりご契約が解除された場合	など
●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頭(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登山(ビッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンダグライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など

携行品損害保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●置き忘れまたは紛失 ●有価証券、自転車・ハングライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなどに生じた損害 ●塗料のはがれ、キズ等単なる外観の損傷 ●自然の消耗、さび、かび、ねずみ食い ●自殺行為・闘争行為による損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など
賠償責任保険金	●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●仕事上の事故 ●同居の親族に対する賠償責任 ●船舶や自動車などの所有、使用または管理に起因する事故 ●他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた場合 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など

医療費支援コース

給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院支援給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。 (1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回) ※1入院について5回、通算して36回がお支払限度です。
外来手術給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術(※)を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき (※)悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く	手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。 ※通算して2,000万円がお支払限度です。

<給付金に関するご注意>

【入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金 共通事項】

- 加入日前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日から起算して2年経過した後に入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。

【入院支援給付金について】

- 「入院」とは、「別表1 入院」に定められたものとします。
- 入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。なお、第2回以降の入院支援給付金の支払事由は、第1回の入院支援給付金の支払事由に該当することとなった入院の日数が、入院を開始した日から起算して、31日、61日、91日、または121日に達したときとします。
- 被保険者が入院支援給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院を開始した直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めるときは、それらの入院を1回の入院とみなし、各入院日数を合算して取り扱います。
- 入院支援給付金が支払われることとなった前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院日数を合算する取り扱いはしません。
- 傷害または疾病が併発している期間について入院支援給付金を重複して支払いません。
- 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、正常分娩(自然頭位分娩など)、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院は、入院支援給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は入院支援給付金のお支払対象となります。

【外来手術給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における手術であることを要します。
- 外来手術給付金のお支払いは、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって手術料が算定される手術がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に、手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。
- 手術を受けたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されないために支払事由に該当しない場合でも、その手術が診療報酬点数表によって手術料が1,000点以上算定される手術のときは、外来手術給付金をお支払いします。
- 「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。
- 「別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物」の(1)に定められた悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術はお支払対象となりません。
- 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、外来手術給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は外来手術給付金のお支払対象となります。

【外来放射線治療給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における放射線治療であることを要します。
- 外来放射線治療給付金のお支払いは、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって放射線治療料が算定される放射線治療がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。

【先進医療給付金について】

- 先進医療とは、「別表4 先進医療」に定められたものとします。

- 先進医療の技術に係る費用には、次の費用などは含まれません。
 - ・診察・投薬・入院等、公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用
 - ・先進医療以外の評価療養のための費用
 - ・選定療養のための費用
 - ・食事療養のための費用
 - ・生活療養のための費用

- 治療を受けた時点で、次の1～3全てに該当していない場合はお支払対象となりません。

1. 厚生労働大臣が認める「医療技術」
2. その医療技術ごとの「適応症」
3. 所定の基準を満たす「医療機関」での治療

- 上記1～3は随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。
- 医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。

給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでに払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院支援給付金 外来手術給付金 外来放射線治療給付金 先進医療給付金	●契約者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の犯罪行為によるとき ●その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震・噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

- 入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。

別表1 入院

1. 入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
2. 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
 - ②①の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物

- (1)対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるものとします。

表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分類項目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D09
性状不詳または不明の新生物①	D37-D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害②	D50-D89

備考

- ①たとえば、真正赤血球増加症<多血症>(D45)、骨髄異形成症候群(D46)、慢性骨髄増殖性疾患(D47.1)、本態性(出血性)血小板血症(D47.3)です。

- ②たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症(D76.0)です。

表2 対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード
／2…上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3…悪性、原発部位
／6…悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(注)国際対がん連合(U I C C)の「TNM分類」が「T0」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含まれません。

別表3 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 健康保険法
- 国民健康保険法
- 国家公務員共済組合法
- 地方公務員等共済組合法
- 私立学校教職員共済法
- 船員保険法
- 高齢者の医療の確保に関する法律

別表4 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっていない療養は除きます。

重病克服支援制度

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

その他

補償の重複について

団体総合生活補償保険

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金支払われな場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。(注)

注1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

	今回ご加入いただく補償項目	補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
普通傷害保険	各種賠償責任補償特約	各種賠償責任補償特約
	携行品損害補償特約	携行品損害補償特約

リビング・ニース特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

重病克服支援制度

リビング・ニース特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

医療費支援コース

●給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情注があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。

注「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

●指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

- 被保険者の戸籍上の配偶者
- 被保険者の直系血族
- 被保険者の兄弟姉妹
- 被保険者の3親等内の親族
- 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。
ア、上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
イ、被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人を除く)

●お支払いした給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

●給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

●指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

*給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

*給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

重病克服支援制度

●代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情注がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。
注「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

●指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

- 被保険者の戸籍上の配偶者
- 被保険者の直系血族
- 被保険者の兄弟姉妹
- 被保険者の3親等内の親族
- 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。
ア、上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
イ、被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

*保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

*保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

●死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。

●お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

●保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

●指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

●指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

団体総合生活補償保険

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)

②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または上記②以外の3親等内の親族

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金のご請求について

団体総合生活補償保険

事故が発生したときは、事故の発生日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。

正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできない場合があります。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

保険契約の解除について

団体総合生活補償保険

【重大事由による解除について】

保険金を取得する目的で事故を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【被保険者による保険契約の解除請求について】

被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について

サポート共済・医療費支援コース・重病克服支援制度

【ご照会・ご相談窓口】

●制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

●この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

●一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス[http://www.seiho.or.jp/])

●なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険協会に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

団体総合生活補償保険

【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】

制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。

【引受損害保険会社の相談・苦情窓口】

保険に関する相談・苦情等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客様相談室

0120-255-400(フリーダイヤル(無料))

受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)】

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808(ナビダイヤル(有料))

受付時間：午前9時15分～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(http://www.sonpo.or.jp/)

保護機構について

●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「http://www.seihohogo.jp/」をご覧ください。

●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3カ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は、原則として80%まで補償されます。

取扱代理店

団体総合生活補償保険

愛媛県教育用品株式会社 電話番号：089-925-0555

(明治安田損害保険株式会社・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・三井住友海上火災保険株式会社委託代理店)

明治安田生命保険相互会社 電話番号：087-821-6811

(明治安田損害保険株式会社委託代理店)

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社（共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田損害保険株式会社：<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご参照ください。

ー死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定にご留意くださいー

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

【医療保障コース・医療費支援コース】

「医療保障保険契約内容登録制度」について～あなたのご契約内容が登録されます～

明治安田生命保険相互会社（以下、「明治安田生命」といいます。）は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険（団体型・個人型）契約（以下「医療保障保険契約」といいます。）のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、明治安田生命の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、明治安田生命は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

明治安田生命の医療保障保険契約に関する登録事項については、明治安田生命が管理責任を負います。契約者または被保険者は、明治安田生命の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、明治安田生命の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、明治安田生命コミュニケーションセンター（電話 0120-662-332）にお問い合わせください。

- 【登録事項】 (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類（無配当団体医療保険、医療保障保険（団体型・個人型））
 (3)治療給付率 (4)入院給付金日額または基準給付金額
 (5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険（団体型）の場合、契約者名
 (6)保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、契約者の住所（市・区・郡までとします。） (7)契約日

※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

お申込み方法

【サポート共済・医療保障コース・医療費支援コース・重病克服支援制度】

所定の申込書に必要な事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

【団体総合生活補償保険】

所定の申込書に必要な事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

お問い合わせ先

◎制度内容に関するお問い合わせ

愛媛県学校生活協同組合連合会

089-925-0555

〒790-0823 愛媛県松山市清水町3丁目82

◎その他お問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 四国公法人営業推進部

087-821-6811

〒760-0017 香川県高松市番町1-7-5 明治安田生命高松ビル2F